



国保だより

○令和7年4月30日現在
国保世帯数 9,200世帯
被保険者数 13,974名
保健事業 第113号
○発行
須賀川市保険年金課
電話 88-9136

須賀川市国民健康保険に
ご加入されている方のお手元の健康保険証の**有効期限は**
2025年(令和7年)9月30日です。
健康保険証の有効期限が切れたあとは、
マイナ保険証または**資格確認書**
で医療機関・薬局にて受付をしてください。

昨年12月から従来の保険証は新たに発行されなくなり、
マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。

8月1日から使用できる ①資格確認書(マイナ保険証をお持ちでない方)、
②資格情報のお知らせ(マイナ保険証をお持ちの方)を7月10日に郵送します

【今回から変わること】

◆送付する書類

マイナ保険証をお持ちでない方には①を、マイナ保険証をお持ちの方には②を送付します。②は、医療機関の窓口でマイナ保険証で受付できないときに、マイナ保険証と一緒に提示することで受付できます。

◆発送の方法

世帯主に国保加入者の数だけ①または②を別々に送付します。例えば、世帯に国保加入者が3人いる場合、世帯主あてに3通届きます。

◆郵送の方法

①は特定記録郵便で、②は普通郵便で送付します。

◆書類の有効期間

①は8月1日から翌年7月31日まで、②には原則として有効期間はありません。
負担割合が変わるときなどには改めて送付します。

◆高齢受給者証の廃止

70歳以上の人に交付していた高齢受給者証は、本市では廃止しており、
①または②に自己負担割合が記載されます。



令和7年度の国民健康保険税の納税通知書を7月14日に郵送します

国保税第1期の納期限・口座振替日は、7月31日(木)です。納期内の納付をお願いします。

令和7年度の国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得基準の見直しをします

令和6年12月に閣議決定された令和7年度税制改正大綱を踏まえた地方税法施行令等が改正されたことを受け、次のとおり見直しを行います。

【課税限度額(上限額)の見直し】

区分	改正前	改正後
基礎賦課額	65万円	<u>66万円</u>
後期高齢者支援金等課税額	24万円	<u>26万円</u>
介護納付金課税額	17万円	17万円
合計	106万円	<u>109万円</u>

【軽減判定所得基準の見直し】

国民健康保険においては、所得が低い世帯に対する保険税負担を軽減するため、世帯主や世帯員の所得の合計（軽減判定所得）が定められた軽減基準額以下となる場合、保険税の均等割額・平等割額が軽減（7割軽減・5割軽減・2割軽減）されます。この見直しにより軽減対象となる範囲が拡大します。

保険税の軽減割合	改正前	改正後
7割	43万円+10万円 ×(給与所得者等の数-1)	43万円+10万円 ×(給与所得者等の数-1)
5割	43万円+29万5千円×(被保険者数及び特定同一世帯所属者数)+10万円× (給与所得者等の数-1)	43万円+ <u>30万5千円</u> ×(被保険者数及び特定同一世帯所属者数)+10万円× (給与所得者等の数-1)
2割	43万円+54万5千円×(被保険者数及び特定同一世帯所属者数)+10万円× (給与所得者等の数-1)	43万円+ <u>56万円</u> ×(被保険者数及び特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)

- ・「被保険者数」には、擬制世帯主（国民健康保険に加入していない世帯主）は含みません。
- ・「給与所得者等」とは、被保険者のうち、一定の給与所得を有する方と公的年金等に係る所得を有する方です。
- ・「特定同一世帯所属者」とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方で、引き続き同じ世帯にいる方のことです。
- ・擬制世帯主については、所得は軽減判定に含みますが、軽減判定の人数には含みません。
- ・事業専従者控除がある方は、控除前の額が軽減判定基準額となります。
- ・専従者給与がある方は、軽減判定基準額には含みません。
- ・長期譲渡所得等は、特別控除前の額が軽減判定基準額となります。
- ・雑損失の繰越控除がある方は、控除後の額が軽減判定基準額となります。

令和7年度の医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知の送付月と送付回数を変更します

【送付月と送付回数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
医療費通知										●		●
ジェネリック		■			■			■			■	

※医療費通知の1月末発送予定分は、前年1月～10月診療分。3月下旬発送予定分は、前年11月、12月診療分。

※医療機関から発行される領収書は、10円未満を四捨五入しているため、医療費通知の自己負担相当額と領収書の金額とが完全に一致しない場合があります。

【医療費通知】

○医療費通知…須賀川市国民健康保険に加入されている世帯に、健康や医療費に関する認識を深めてもらうことを目的として、医療費明細を「医療費通知」として送付しています。

○令和6年度までは年6回、奇数月に送付していましたが、令和7年度は年2回、1月と3月に送付します。

◆医療費控除の根拠資料としての活用

- ・医療費通知は、税申告手続きで医療費の明細書として利用いただけます。
- ・ただし、11月、12月診療分については、医療機関等からの請求を点検する都合により確定申告期間に合わせての送付ができないため、医療機関から発行される領収書等で税申告をお願いします。
- ・なお、確定申告及び医療費控除につきましては、税務署または須賀川市役所税務課市民税係(0248-88-9124)へお問い合わせください。

【ジェネリック医薬品差額通知】

○ジェネリック医薬品差額通知…ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、最初に作られた薬（先発医薬品：新薬）の特許期間満了後に、有効成分、用法、効能・効果が同等の医薬品と申請され、厚生労働省の認可のもとで製造・販売された、新薬より安価な薬です。処方された薬をジェネリック医薬品に切り替えたときに軽減される額をお知らせする通知が「ジェネリック医薬品差額通知」です。

○令和6年度までは年6回、偶数月に送付していましたが、令和7年度は年4回、5月、8月、11月、2月に送付します。

健康を守り、医療費の節約にもなる3つのポイント

1 特定健診で自分の健康状態を確認しましょう。

まずは特定健診を受診しましょう。市では、結果に応じて保健指導を行い、生活習慣の改善を支援しています。

2 上手な受診で医療費を節約しましょう。

なんでも相談できるかかりつけ医・かかりつけ薬局を持つ、同じ病気で複数の病院にかからない、お薬手帳を持つといった適正な受診が医療費の節約につながります。

3 ジェネリック医薬品で医療費を節約しましょう。

ジェネリック医薬品は上記のとおり、新薬と有効成分、用法、効能・効果が同等の医薬品と認可され、新薬より安価な薬です。利用を希望するときは医師や薬剤師に相談し、よく説明してもらいましょう。

国民健康保険限度額適用認定証の更新時期が近づいています 引き続き認定証が必要なときは、再度申請してください

現在、国民健康保険限度額適用認定証をお持ちの方は、令和7年7月末日が有効期限となっています。毎年8月1日が更新日となりますので、引き続き、令和7年8月以降の認定証が必要なときは、次のとおり再度申請してください。

なお、マイナ保険証を利用する場合は、限度額認定証の事前申請は不要です。

◆更新申請の受付開始日 **令和7年8月1日（金）**

認定は、申請した月の1日からとなります。

8月中に申請があった場合は、8月1日にさかのぼって認定されます。

適用区分の詳細はこちら

〔須賀川市ホームページ〕
トップページ→暮らし・手続き
→国民健康保険・後期高齢者医療制度→国民健康保険の給付関係→高額療養費の支給（国民健康保険）



◆申請手続きに必要なもの

- (1) 認定証が必要な方の国民健康保険資格確認書
- (2) 窓口に来る方の本人確認ができる書類
- (3) 世帯主及び手続きの該当者の個人番号が確認できる書類
- (4) 現在お持ちの認定証（有効期限：令和7年7月31日）

◆申請場所

保険年金課国保給付係 ・ 長沼市民サービスセンター ・ 岩瀬市民サービスセンター

◆ご注意点

国保税に滞納がある世帯には認定証を交付できませんので、完納後に申請してください。

東日本大震災による避難先でも特定健診等を受けることができます

- 1 **対象者** 市町村の国民健康保険に加入されている40歳以上の方または後期高齢者医療制度に加入されている方のうち、以下の市町村にお住まいだった方で住民票を異動せずに他地域に避難されている方。

市町村	福島市（※国保加入者のみ）、相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、大熊町、双葉町、葛尾村、飯舘村、伊達市
-----	---

- 2 **受診期間** 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 **受診等の流れ** 避難元の市町村に健診を受診したい旨、連絡してください。その後の手続きや準備物などを市町村間で調整した後で、受診できる健診等実施機関をご案内します。

お問合せ先

〒962-8601 須賀川市八幡町135番地
須賀川市市民福祉部保険年金課（市役所1階）
国保税係（電話）0248-88-9136
国保給付係（電話）0248-88-9135



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

須賀川市は、持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。